

保稅工場の許可期間の更新について

關稅法第61条の4において準用する關稅法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

大阪税関長 日 置 重 人

被許可者の名称及び住所	保稅地域の名称及び所在地	更新した期間
關西製糖株式会社 大阪府泉佐野市住吉町25番地	關西製糖株式会社 大阪府泉佐野市住吉町25番地	自 令和 8年 7月 1日 至 令和 14年 6月 30日